報告第６号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和５年１１月２８日提出

伊奈町長　大　島　　清

別紙

指定番号	専決処分日	件名	相手方	事故の概要	損害賠償額
３	令和５年 １１月２日	公務中における物損事故の損害賠償金額を定め、和解することについて	住所 伊奈町内宿台六丁目１５番地 氏名 清水　裕	⑴事故発生年月日 令和５年８月１８日 ⑵事故発生場所 伊奈町内宿台六丁目１５番地	130,000 円
４	令和５年 １１月８日	部活動中における物損事故の損害賠償金額を定め、和解することについて	住所 伊奈町学園三丁目１２０番地４ 氏名 細川　夏輝	⑴事故発生年月日 令和５年５月３日 ⑵事故発生場所 伊奈町学園三丁目１２０番地４	55,385 円

報告第７号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和５年１１月２８日提出

伊奈町長　大　島　　清

第７号議案　参考資料

専決（指定）第５号

専　決　処　分　書

次のとおり工事請負変更契約を締結することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、専決処分する。

１　工　事　名　　町道第７号線舗装打ち替え工事

２　契 約 金 額　　変更前　　７０，２９０，０００円

　　変更後　　７２，５２６，３００円

令和５年１１月８日

伊奈町長　大　島　　清

第６６号議案

議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　議会の議員の議員報酬等に関する条例(昭和４４年条例第１２号)の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「１００分の２２０」を「１００分の２３０」に改める。

第２条　議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「１００分の２３０」を「１００分の２２５」に改める。

附　則

この条例中第１条の規定は令和５年１２月１日から、第２条の規定は令和６年４月１日から施行する。

令和５年１１月２８日提出

伊奈町長　大　島　　清

提　案　理　由

議会の議員の期末手当の支給率を改定したいので、この案を提出するものである。

第６６号議案　参考資料

議会の議員の議員報酬等に関する条例　新旧対照表（第１条関係）

改正前	改正後
第１条から第４条まで　略 （期末手当） 第５条　議長等で６月１日及び１２月１日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する者に、期末手当を支給する。これらの基準日前１箇月以内に任期が満了し、辞職し、失職（公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第１１条第１項各号（第１号を除く。）又は同法第２５２条の規定に該当する場合を除く。以下同じ。）し、除名され、死亡し又は議会の解散により任期が終了した者（これらの基準日において、この項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。 ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額に、１００分の２２０を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号	第１条から第４条まで　略 （期末手当） 第５条　議長等で６月１日及び１２月１日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する者に、期末手当を支給する。これらの基準日前１箇月以内に任期が満了し、辞職し、失職（公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第１１条第１項各号（第１号を除く。）又は同法第２５２条の規定に該当する場合を除く。以下同じ。）し、除名され、死亡し又は議会の解散により任期が終了した者（これらの基準日において、この項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。 ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額に、１００分の２３０を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号

に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）　６箇月　１００分の１００ （２）　５箇月以上６箇月未満　１００分の８０ （３）　３箇月以上５箇月未満　１００分の６０ （４）　３箇月未満　１００分の３０ ３　前２項に定めるもののほか、期末手当の支給方法は、一般職の職員の例による。	に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）　６箇月　１００分の１００ （２）　５箇月以上６箇月未満　１００分の８０ （３）　３箇月以上５箇月未満　１００分の６０ （４）　３箇月未満　１００分の３０ ３　前２項に定めるもののほか、期末手当の支給方法は、一般職の職員の例による。

議会の議員の議員報酬等に関する条例　新旧対照表（第２条関係）

改正前	改正後
第１条から第４条まで　略 （期末手当） 第５条　議長等で６月１日及び１２月１日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する者に、期末手当を支給する。これらの基準日前１箇月以内に任期が満了し、辞職し、失職（公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第１１条第１項各号（第１号を除く。）又は同法第２５２条の規定に該当する場合を除く。以下同じ。）し、除名され、死亡し又は議会の解散により任期が終了した者（これらの基準日において、この項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。 ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額に、１００分の２３０を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）　６箇月　１００分の１００	第１条から第４条まで　略 （期末手当） 第５条　議長等で６月１日及び１２月１日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する者に、期末手当を支給する。これらの基準日前１箇月以内に任期が満了し、辞職し、失職（公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第１１条第１項各号（第１号を除く。）又は同法第２５２条の規定に該当する場合を除く。以下同じ。）し、除名され、死亡し又は議会の解散により任期が終了した者（これらの基準日において、この項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。 ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額に、１００分の２２５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）　６箇月　１００分の１００

（２）　５箇月以上６箇月未満　１００分の８０ （３）　３箇月以上５箇月未満　１００分の６０ （４）　３箇月未満　１００分の３０ ３　前２項に定めるもののほか、期末手当の支給方法は、一般職の職員の例による。	（２）　５箇月以上６箇月未満　１００分の８０ （３）　３箇月以上５箇月未満　１００分の６０ （４）　３箇月未満　１００分の３０ ３　前２項に定めるもののほか、期末手当の支給方法は、一般職の職員の例による。

第６７号議案

町長及び副町長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

（町長及び副町長の給与等に関する条例の一部改正）

第１条　町長及び副町長の給与等に関する条例(昭和４４年条例第１３号)の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「１００分の２２０」を「１００分の２３０」に改める。

第２条　町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「１００分の２３０」を「１００分の２２５」に改める。

（教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第３条　教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和４４年条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「１００分の２２０」を「１００分の２３０」に改める。

第４条　教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「１００分の２３０」を「１００分の２２５」に改める。

附　則

この条例中第１条及び第３条の規定は令和５年１２月１日から、第２条及び第４条の規定は令和６年４月１日から施行する。

令和５年１１月２８日提出

伊奈町長　大　島　　清

提　案　理　由

町長、副町長及び教育長の期末手当の支給率を改定したいので、この案を提出するものである。

第６７号議案　参考資料

町長及び副町長の給与等に関する条例　新旧対照表（第１条関係）

改正前	改正後
第１条から第５条まで　略 （期末手当） 第６条　町長等で、６月１日及び１２月１日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に、期末手当を支給する。これらの基準日前１箇月以内に任期が満了し、退職し、失職（公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第１１条第１項各号（第１号を除く。）、同法第２５２条又は政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第２８条の規定に該当して失職した場合を除く。次項において同じ。）し、解職され、又は死亡した者（これらの基準日において、この項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。 ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において町長等が受けるべき給料の月額及びその月額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額に、１００分の２２０を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる	第１条から第５条まで　略 （期末手当） 第６条　町長等で、６月１日及び１２月１日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に、期末手当を支給する。これらの基準日前１箇月以内に任期が満了し、退職し、失職（公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第１１条第１項各号（第１号を除く。）、同法第２５２条又は政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第２８条の規定に該当して失職した場合を除く。次項において同じ。）し、解職され、又は死亡した者（これらの基準日において、この項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。 ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において町長等が受けるべき給料の月額及びその月額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額に、１００分の２３０を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる

区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）　６箇月　１００分の１００ （２）　５箇月以上６箇月未満　１００分の８０ （３）　３箇月以上５箇月未満　１００分の６０ （４）　３箇月未満　１００分の３０ 第６条の２から第７条まで　略	区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）　６箇月　１００分の１００ （２）　５箇月以上６箇月未満　１００分の８０ （３）　３箇月以上５箇月未満　１００分の６０ （４）　３箇月未満　１００分の３０ 第６条の２から第７条まで　略

町長及び副町長の給与等に関する条例　新旧対照表（第２条関係）

改正前	改正後
第１条から第５条まで　略 （期末手当） 第６条　町長等で、６月１日及び１２月１日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に、期末手当を支給する。これらの基準日前１箇月以内に任期が満了し、退職し、失職（公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第１１条第１項各号（第１号を除く。）、同法第２５２条又は政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第２８条の規定に該当して失職した場合を除く。次項において同じ。）し、解職され、又は死亡した者（これらの基準日において、この項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。 ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において町長等が受けるべき給料の月額及びその月額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額に、１００分の２３０を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）　６箇月　１００分の１００	第１条から第５条まで　略 （期末手当） 第６条　町長等で、６月１日及び１２月１日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に、期末手当を支給する。これらの基準日前１箇月以内に任期が満了し、退職し、失職（公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第１１条第１項各号（第１号を除く。）、同法第２５２条又は政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第２８条の規定に該当して失職した場合を除く。次項において同じ。）し、解職され、又は死亡した者（これらの基準日において、この項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。 ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において町長等が受けるべき給料の月額及びその月額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額に、１００分の２２５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）　６箇月　１００分の１００

（２）　５箇月以上６箇月未満　１００分の８０ （３）　３箇月以上５箇月未満　１００分の６０ （４）　３箇月未満　１００分の３０ 第６条の２から第７条まで　略	（２）　５箇月以上６箇月未満　１００分の８０ （３）　３箇月以上５箇月未満　１００分の６０ （４）　３箇月未満　１００分の３０ 第６条の２から第７条まで　略

教育委員会教育長の給与等に関する条例　新旧対照表（第３条関係）

改正前	改正後
第１条から第５条まで　略 （期末手当） 第６条　６月１日及び１２月１日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教育長に、期末手当を支給する。これらの基準日前１箇月以内に任期が満了し、退職し、失職（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第１６条第１項各号（第１号を除く。）又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第９条第１項各号（同法第４条第３項第２号又は公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第１１条第１項各号（第１号を除く。）若しくは同法第２５２条若しくは政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第２８条の規定に該当する場合に限る。）の規定に該当して失職した場合を除く。次項において同じ。）し、解職され、罷免（地方公務員法第２９条の規定に該当する場合を除く。以下同じ。）され、又は死亡した者（これらの基準日において、この項前段の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。 ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に１００分の２０を乗じて得た	第１条から第５条まで　略 （期末手当） 第６条　６月１日及び１２月１日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教育長に、期末手当を支給する。これらの基準日前１箇月以内に任期が満了し、退職し、失職（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第１６条第１項各号（第１号を除く。）又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第９条第１項各号（同法第４条第３項第２号又は公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第１１条第１項各号（第１号を除く。）若しくは同法第２５２条若しくは政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第２８条の規定に該当する場合に限る。）の規定に該当して失職した場合を除く。次項において同じ。）し、解職され、罷免（地方公務員法第２９条の規定に該当する場合を除く。以下同じ。）され、又は死亡した者（これらの基準日において、この項前段の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。 ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に１００分の２０を乗じて得た

額の合計額に、１００分の２２０を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）　６箇月　１００分の１００ （２）　５箇月以上６箇月未満　１００分の８０ （３）　３箇月以上５箇月未満　１００分の６０ （４）　３箇月未満　１００分の３０ 第６条の２から第９条まで　略	額の合計額に、１００分の２３０を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）　６箇月　１００分の１００ （２）　５箇月以上６箇月未満　１００分の８０ （３）　３箇月以上５箇月未満　１００分の６０ （４）　３箇月未満　１００分の３０ 第６条の２から第９条まで　略

教育委員会教育長の給与等に関する条例　新旧対照表（第４条関係）

改正前	改正後
第１条から第５条まで　略 （期末手当） 第６条　６月１日及び１２月１日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教育長に、期末手当を支給する。これらの基準日前１箇月以内に任期が満了し、退職し、失職（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第１６条第１項各号（第１号を除く。）又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第９条第１項各号（同法第４条第３項第２号又は公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第１１条第１項各号（第１号を除く。）若しくは同法第２５２条若しくは政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第２８条の規定に該当する場合に限る。）の規定に該当して失職した場合を除く。次項において同じ。）し、解職され、罷免（地方公務員法第２９条の規定に該当する場合を除く。以下同じ。）され、又は死亡した者（これらの基準日において、この項前段の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。 ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に１００分の２０を乗じて得た	第１条から第５条まで　略 （期末手当） 第６条　６月１日及び１２月１日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教育長に、期末手当を支給する。これらの基準日前１箇月以内に任期が満了し、退職し、失職（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第１６条第１項各号（第１号を除く。）又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第９条第１項各号（同法第４条第３項第２号又は公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第１１条第１項各号（第１号を除く。）若しくは同法第２５２条若しくは政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第２８条の規定に該当する場合に限る。）の規定に該当して失職した場合を除く。次項において同じ。）し、解職され、罷免（地方公務員法第２９条の規定に該当する場合を除く。以下同じ。）され、又は死亡した者（これらの基準日において、この項前段の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。 ２　期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に１００分の２０を乗じて得た

額の合計額に、１００分の２３０を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）　６箇月　１００分の１００ （２）　５箇月以上６箇月未満　１００分の８０ （３）　３箇月以上５箇月未満　１００分の６０ （４）　３箇月未満　１００分の３０ 第６条の２から第９条まで　略	額の合計額に、１００分の２２５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）　６箇月　１００分の１００ （２）　５箇月以上６箇月未満　１００分の８０ （３）　３箇月以上５箇月未満　１００分の６０ （４）　３箇月未満　１００分の３０ 第６条の２から第９条まで　略

第６８号議案

伊奈町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　伊奈町職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第１７条の４第２項中「１００分の１２０」を「１００分の１２５」に改め、同条第３項中「１００分の１２０」を「１００分の１２５」に、「１００分の６７．５」を「１００分の７０」に改める。

第１７条の７第２項第１号中「１００分の１００」を「１００分の１０５」に改め、同項第２号中「１００分の４７．５」を「１００分の５０」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200

24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700

52	228, 100	271, 800	314, 600	358, 500	376, 500	402, 200	443, 100
53	228, 900	272, 700	316, 200	359, 400	377, 200	402, 600	443, 500
54	229, 800	273, 600	317, 800	360, 500	377, 900	402, 900	443, 900
55	230, 700	274, 500	319, 300	361, 400	378, 600	403, 200	444, 300
56	231, 500	275, 400	320, 800	362, 400	379, 300	403, 500	444, 600
57	231, 800	276, 300	322, 200	363, 300	379, 800	403, 800	444, 900
58	232, 600	277, 200	323, 400	364, 000	380, 400	404, 100	445, 300
59	233, 300	278, 100	324, 500	364, 700	381, 000	404, 400	445, 600
60	233, 900	279, 000	325, 600	365, 300	381, 700	404, 700	445, 900
61	234, 500	280, 000	326, 300	365, 700	382, 100	405, 000	446, 200
62	235, 200	281, 000	327, 200	366, 300	382, 800	405, 300	447, 200
63	235, 800	281, 900	328, 000	367, 000	383, 400	405, 600	448, 000
64	236, 300	282, 800	328, 800	367, 700	384, 000	405, 900	448, 800
65	236, 800	283, 300	329, 600	368, 000	384, 400	406, 200	449, 400
66	237, 300	284, 000	330, 000	368, 700	385, 000	406, 500	450, 100
67	237, 800	284, 700	330, 600	369, 400	385, 600	406, 800	450, 900
68	238, 400	285, 600	331, 300	370, 000	386, 200	407, 100	451, 700
69	238, 900	286, 600	332, 100	370, 300	386, 600	407, 300	452, 300
70	239, 400	287, 400	332, 800	370, 900	387, 100	407, 600	453, 000
71	239, 900	288, 200	333, 500	371, 600	387, 600	407, 900	453, 800
72	240, 400	289, 000	334, 100	372, 200	388, 200	408, 100	454, 600
73	240, 900	289, 700	334, 600	372, 500	388, 500	408, 300	455, 200
74	241, 400	290, 200	335, 200	373, 100	388, 900	408, 600	455, 900
75	241, 800	290, 600	335, 700	373, 800	389, 300	408, 900	456, 700
76	242, 300	291, 000	336, 300	374, 400	389, 700	409, 100	457, 500
77	242, 800	291, 200	336, 600	374, 800	390, 000	409, 300	458, 100
78	243, 300	291, 500	337, 100	375, 300	390, 300	409, 600	
79	243, 800	291, 700	337, 500	375, 900	390, 600	409, 900	

	80	244, 300	292, 000	337, 900	376, 400	390, 800	410, 100
	81	244, 700	292, 200	338, 300	376, 900	391, 000	410, 300
	82	245, 200	292, 400	338, 800	377, 500	391, 300	410, 600
	83	245, 600	292, 700	339, 300	378, 000	391, 600	410, 900
	84	246, 000	292, 900	339, 800	378, 300	391, 800	411, 100
	85	246, 400	293, 200	340, 100	378, 700	392, 000	411, 300
	86	246, 800	293, 500	340, 500	379, 200	392, 300	412, 000
	87	247, 200	293, 800	341, 000	379, 600	392, 600	412, 700
	88	247, 600	294, 100	341, 400	380, 000	392, 800	413, 300
	89	248, 000	294, 400	341, 700	380, 400	393, 000	413, 800
	90	248, 500	294, 800	342, 100	380, 900	393, 300	414, 500
	91	248, 800	295, 100	342, 600	381, 300	393, 600	415, 100
	92	249, 100	295, 500	343, 000	381, 700	393, 800	415, 800
	93	249, 400	295, 700	343, 200	382, 000	394, 000	416, 300
	94		295, 900	343, 600	382, 500	394, 600	416, 900
	95		296, 200	344, 100	382, 900	395, 300	417, 600
	96		296, 600	344, 500	383, 300	395, 900	418, 300
	97		296, 800	344, 700	383, 600	396, 400	418, 700
	98		297, 100	345, 100	384, 100		419, 400
	99		297, 500	345, 500	384, 500		420, 100
	100		297, 900	345, 800	384, 900		420, 700
	101		298, 100	346, 100	385, 200		421, 200
	102		298, 400	346, 500	385, 700		421, 900
	103		298, 800	346, 900	386, 100		422, 500
	104		299, 100	347, 300	386, 500		423, 200
	105		299, 300	347, 800			423, 700
	106		299, 600	348, 200			424, 300
	107		300, 000	348, 600			425, 000

	108		300,300	349,000			425,700	
	109		300,500	349,500			426,100	
	110		300,900	349,900			426,800	
	111		301,300	350,200			427,500	
	112		301,600	350,500			428,100	
	113		301,800	351,000			428,600	
	114		302,000					
	115		302,300					
	116		302,700					
	117		302,900					
	118		303,100					
	119		303,400					
	120		303,700					
	121		304,100					
	122		304,300					
	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 188,700	円 216,200	円 256,200	円 275,600	円 290,700	円 316,200	円 358,000

第２条　伊奈町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第１７条の４第２項中「１００分の１２５」を「１００分の１２２．５」に改め、同条第３項中「１００分の１２５」を「１００分の１２２．５」に、「１００分の７０」を「１００分の６８．７５」に改める。

第１７条の７第２項第１号中「１００分の１０５」を「１００分の１０２．５」に改め、同項第２号中「１００分の５０」を「１００分の４８．７５」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、令和５年１２月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和６年４月１日から施行する。

２　第１条の規定（伊奈町職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第１７条の４第２項、第３項及び第１７条の７第２項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和５年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

令和５年１１月２８日提出

伊奈町長　大　島　　清

提　案　理　由

人事院及び埼玉県人事委員会の勧告等に鑑み、伊奈町職員の給与の改定をしたいので、この案を提出するものである。

第６８号議案　参考資料

伊奈町職員の給与に関する条例　新旧対照表（第１条関係）

改正前	改正後
第１条から第１７条の３まで　略 （期末手当） 第１７条の４　期末手当は、６月１日及び１２月１日（以下この条から第１７条の６までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第１７条の６においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第１８条第６項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、１００分の１２０を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）　６箇月　１００分の１００ （２）　５箇月以上６箇月未満　１００分の８０ （３）　３箇月以上５箇月未満　１００分の６０	第１条から第１７条の３まで　略 （期末手当） 第１７条の４　期末手当は、６月１日及び１２月１日（以下この条から第１７条の６までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第１７条の６においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第１８条第６項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、１００分の１２５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）　６箇月　１００分の１００ （２）　５箇月以上６箇月未満　１００分の８０ （３）　３箇月以上５箇月未満　１００分の６０

（４）　３箇月未満　１００分の３０	（４）　３箇月未満　１００分の３０
３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２０」とあるのは「１００分の６７．５」とする。	３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２５」とあるのは「１００分の７０　　」とする。
４　前２項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。	４　前２項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
５　給料表の適用を受ける職員でその職務の級が４級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて１００分の２０を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第２項の期末手当基礎額とする。	５　給料表の適用を受ける職員でその職務の級が４級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて１００分の２０を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第２項の期末手当基礎額とする。
６　第２項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。	６　第２項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。
第１７条の５及び第１７条の６　略	第１７条の５及び第１７条の６　略
（勤勉手当）	（勤勉手当）
第１７条の７　勤勉手当は、６月１日及び１２月１日（以下この項から第３項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前１	第１７条の７　勤勉手当は、６月１日及び１２月１日（以下この項から第３項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前１

箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。	箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。
２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
（１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の１００を乗じて得た額の総額	（１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の１０５を乗じて得た額の総額
（２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に１００分の４７．５を乗じて得た額の総額	（２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に１００分の５０　を乗じて得た額の総額
３　前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。	３　前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
４　第１７条の４第５項の規定は、第２項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第５項中「前項」とあるのは、「第１７条の７第３項」と読み替えるものとする。	４　第１７条の４第５項の規定は、第２項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第５項中「前項」とあるのは、「第１７条の７第３項」と読み替えるものとする。
５　前２条の規定は、第１項の規定による勤勉手当の支給につ	５　前２条の規定は、第１項の規定による勤勉手当の支給につ

いて準用する。この場合において、第１７条の５中「前条第１項」とあるのは「第１７条の７第１項」と、同条第１号中「基準日から」とあるのは「基準日（第１７条の７第１項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。	いて準用する。この場合において、第１７条の５中「前条第１項」とあるのは「第１７条の７第１項」と、同条第１号中「基準日から」とあるのは「基準日（第１７条の７第１項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。
第１７条の８から第２２条まで　略	第１７条の８から第２２条まで　略

（改正前）

別表第１（第３条関係）

給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400

24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400

52	222, 300	268, 900	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800
53	223, 300	269, 900	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200
54	224, 200	270, 900	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600
55	225, 100	272, 000	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000
56	226, 000	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300
57	226, 300	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600
58	227, 100	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000
59	227, 800	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300
60	228, 500	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600
61	229, 200	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900
62	230, 000	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100	445, 900
63	230, 700	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400	446, 700
64	231, 300	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700	447, 500
65	231, 900	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000	448, 100
66	232, 500	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300	448, 800
67	233, 100	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600	449, 600
68	233, 800	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900	450, 400
69	234, 500	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100	451, 000
70	235, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400	451, 700
71	235, 600	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700	452, 500
72	236, 300	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000	453, 300
73	237, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200	453, 900
74	237, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500	454, 600
75	238, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800	455, 400
76	238, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000	456, 200
77	239, 300	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200	456, 800
78	240, 000	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500	
79	240, 700	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800	

	80	241, 200	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000
	81	241, 700	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200
	82	242, 300	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500
	83	242, 900	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800
	84	243, 400	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000
	85	243, 900	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200
	86	244, 500	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300	410, 900
	87	245, 100	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600	411, 600
	88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800	412, 200
	89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000	412, 700
	90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300	413, 400
	91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600	414, 000
	92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800	414, 700
	93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000	415, 200
	94		294, 900	342, 600	381, 500	393, 600	415, 800
	95		295, 200	343, 100	381, 900	394, 300	416, 500
	96		295, 600	343, 500	382, 300	394, 900	417, 200
	97		295, 800	343, 700	382, 600	395, 400	417, 600
	98		296, 100	344, 100	383, 100		418, 300
	99		296, 500	344, 500	383, 500		419, 000
	100		296, 900	344, 800	383, 900		419, 600
	101		297, 100	345, 100	384, 200		420, 100
	102		297, 400	345, 500	384, 700		420, 800
	103		297, 800	345, 900	385, 100		421, 400
	104		298, 100	346, 300	385, 500		422, 100
	105		298, 300	346, 800			422, 600
	106		298, 600	347, 200			423, 200
	107		299, 000	347, 600			423, 900

	108		299,300	348,000			424,600	
	109		299,500	348,500			425,000	
	110		299,900	348,900			425,700	
	111		300,300	349,200			426,400	
	112		300,600	349,500			427,000	
	113		300,800	350,000			427,500	
	114		301,000					
	115		301,300					
	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

（改正後）

別表第１（第３条関係）

給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200

24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700

52	228, 100	271, 800	314, 600	358, 500	376, 500	402, 200	443, 100
53	228, 900	272, 700	316, 200	359, 400	377, 200	402, 600	443, 500
54	229, 800	273, 600	317, 800	360, 500	377, 900	402, 900	443, 900
55	230, 700	274, 500	319, 300	361, 400	378, 600	403, 200	444, 300
56	231, 500	275, 400	320, 800	362, 400	379, 300	403, 500	444, 600
57	231, 800	276, 300	322, 200	363, 300	379, 800	403, 800	444, 900
58	232, 600	277, 200	323, 400	364, 000	380, 400	404, 100	445, 300
59	233, 300	278, 100	324, 500	364, 700	381, 000	404, 400	445, 600
60	233, 900	279, 000	325, 600	365, 300	381, 700	404, 700	445, 900
61	234, 500	280, 000	326, 300	365, 700	382, 100	405, 000	446, 200
62	235, 200	281, 000	327, 200	366, 300	382, 800	405, 300	447, 200
63	235, 800	281, 900	328, 000	367, 000	383, 400	405, 600	448, 000
64	236, 300	282, 800	328, 800	367, 700	384, 000	405, 900	448, 800
65	236, 800	283, 300	329, 600	368, 000	384, 400	406, 200	449, 400
66	237, 300	284, 000	330, 000	368, 700	385, 000	406, 500	450, 100
67	237, 800	284, 700	330, 600	369, 400	385, 600	406, 800	450, 900
68	238, 400	285, 600	331, 300	370, 000	386, 200	407, 100	451, 700
69	238, 900	286, 600	332, 100	370, 300	386, 600	407, 300	452, 300
70	239, 400	287, 400	332, 800	370, 900	387, 100	407, 600	453, 000
71	239, 900	288, 200	333, 500	371, 600	387, 600	407, 900	453, 800
72	240, 400	289, 000	334, 100	372, 200	388, 200	408, 100	454, 600
73	240, 900	289, 700	334, 600	372, 500	388, 500	408, 300	455, 200
74	241, 400	290, 200	335, 200	373, 100	388, 900	408, 600	455, 900
75	241, 800	290, 600	335, 700	373, 800	389, 300	408, 900	456, 700
76	242, 300	291, 000	336, 300	374, 400	389, 700	409, 100	457, 500
77	242, 800	291, 200	336, 600	374, 800	390, 000	409, 300	458, 100
78	243, 300	291, 500	337, 100	375, 300	390, 300	409, 600	
79	243, 800	291, 700	337, 500	375, 900	390, 600	409, 900	

80	244, 300	292, 000	337, 900	376, 400	390, 800	410, 100
81	244, 700	292, 200	338, 300	376, 900	391, 000	410, 300
82	245, 200	292, 400	338, 800	377, 500	391, 300	410, 600
83	245, 600	292, 700	339, 300	378, 000	391, 600	410, 900
84	246, 000	292, 900	339, 800	378, 300	391, 800	411, 100
85	246, 400	293, 200	340, 100	378, 700	392, 000	411, 300
86	246, 800	293, 500	340, 500	379, 200	392, 300	412, 000
87	247, 200	293, 800	341, 000	379, 600	392, 600	412, 700
88	247, 600	294, 100	341, 400	380, 000	392, 800	413, 300
89	248, 000	294, 400	341, 700	380, 400	393, 000	413, 800
90	248, 500	294, 800	342, 100	380, 900	393, 300	414, 500
91	248, 800	295, 100	342, 600	381, 300	393, 600	415, 100
92	249, 100	295, 500	343, 000	381, 700	393, 800	415, 800
93	249, 400	295, 700	343, 200	382, 000	394, 000	416, 300
94		295, 900	343, 600	382, 500	394, 600	416, 900
95		296, 200	344, 100	382, 900	395, 300	417, 600
96		296, 600	344, 500	383, 300	395, 900	418, 300
97		296, 800	344, 700	383, 600	396, 400	418, 700
98		297, 100	345, 100	384, 100		419, 400
99		297, 500	345, 500	384, 500		420, 100
100		297, 900	345, 800	384, 900		420, 700
101		298, 100	346, 100	385, 200		421, 200
102		298, 400	346, 500	385, 700		421, 900
103		298, 800	346, 900	386, 100		422, 500
104		299, 100	347, 300	386, 500		423, 200
105		299, 300	347, 800			423, 700
106		299, 600	348, 200			424, 300
107		300, 000	348, 600			425, 000

	108		300,300	349,000			425,700	
	109		300,500	349,500			426,100	
	110		300,900	349,900			426,800	
	111		301,300	350,200			427,500	
	112		301,600	350,500			428,100	
	113		301,800	351,000			428,600	
	114		302,000					
	115		302,300					
	116		302,700					
	117		302,900					
	118		303,100					
	119		303,400					
	120		303,700					
	121		304,100					
	122		304,300					
	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

伊奈町職員の給与に関する条例　新旧対照表（第２条関係）

改正前	改正後
第１条から第１７条の３まで　略 （期末手当） 第１７条の４　期末手当は、６月１日及び１２月１日（以下この条から第１７条の６までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第１７条の６においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第１８条第６項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、１００分の１２５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）　６箇月　１００分の１００ （２）　５箇月以上６箇月未満　１００分の８０ （３）　３箇月以上５箇月未満　１００分の６０ （４）　３箇月未満　１００分の３０ ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２５」とあるのは「１	第１条から第１７条の３まで　略 （期末手当） 第１７条の４　期末手当は、６月１日及び１２月１日（以下この条から第１７条の６までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第１７条の６においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第１８条第６項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、１００分の１２２．５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）　６箇月　１００分の１００ （２）　５箇月以上６箇月未満　１００分の８０ （３）　３箇月以上５箇月未満　１００分の６０ （４）　３箇月未満　１００分の３０ ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２２．５」とあるのは「１

００分の７０　　」とする。	００分の６８．７５」とする。
４　前２項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。	４　前２項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
５　給料表の適用を受ける職員でその職務の級が４級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて１００分の２０を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第２項の期末手当基礎額とする。	５　給料表の適用を受ける職員でその職務の級が４級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて１００分の２０を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第２項の期末手当基礎額とする。
６　第２項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。	６　第２項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。
第１７条の５及び第１７条の６　略	第１７条の５及び第１７条の６　略
（勤勉手当）	（勤勉手当）
第１７条の７　勤勉手当は、６月１日及び１２月１日（以下この項から第３項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。	第１７条の７　勤勉手当は、６月１日及び１２月１日（以下この項から第３項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。
２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を	２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を

乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

（１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の１０５　を乗じて得た額の総額

（２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に１００分の５０　を乗じて得た額の総額

３　前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

４　第１７条の４第５項の規定は、第２項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第５項中「前項」とあるのは、「第１７条の７第３項」と読み替えるものとする。

５　前２条の規定は、第１項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第１７条の５中「前条第１項」とあるのは「第１７条の７第１項」と、同条第１号中「基準日から」とあるのは「基準日（第１７条の７第１項に

乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

（１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の１０２．５を乗じて得た額の総額

（２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に１００分の４８．７５を乗じて得た額の総額

３　前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

４　第１７条の４第５項の規定は、第２項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第５項中「前項」とあるのは、「第１７条の７第３項」と読み替えるものとする。

５　前２条の規定は、第１項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第１７条の５中「前条第１項」とあるのは「第１７条の７第１項」と、同条第１号中「基準日から」とあるのは「基準日（第１７条の７第１項に

規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。 第１７条の８から第２２条まで　略	規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。 第１７条の８から第２２条まで　略

第７２号議案

伊奈町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

伊奈町災害派遣手当等の支給に関する条例（平成１８年条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第４４条」を「第２６条の８」に改め、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和５年１１月２８日提出

伊奈町長　大　島　　清

提　案　理　由

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）が改正されたため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

第７２号議案　参考資料

伊奈町災害派遣手当等の支給に関する条例　新旧対照表

改正前	改正後
（趣旨） 第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２４条第５項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第３２条第１項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）第１５４条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）第４４条　　において読み替えて準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成２５年法律第５５号）第５６条第１項の規定による町に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に対する災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当（以下これらを「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。 第２条及び第３条　略	（趣旨） 第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２４条第５項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第３２条第１項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）第１５４条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）第２６条の８において読み替えて準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成２５年法律第５５号）第５６条第１項の規定による町に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に対する災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当（以下これらを「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。 第２条及び第３条　略

第７３号議案

伊奈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

伊奈町国民健康保険税条例（昭和２７年条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「１００分の７．６」を「１００分の７．５」に改める。

第４条中「２２，８００円」を「３２，０００円」に改める。

第５条中「１００分の２．３」を「１００分の２．６」に改める。

第６条中「８，８００円」を「１５，０００円」に改める。

第７条中「１００分の１．６」を「１００分の１．７」に改める。

第８条中「１０，８００円」を「１１，０００円」に改める。

第２１条第１項第１号ア中「１５，９６０円」を「２２，４００円」に改め、同号イ中「６，１６０円」を「１０，５００円」に改め、同号ウ中「７，５６０円」を「７，７００円」に改め、同項第２号ア中「１１，４００円」を「１６，０００円」に改め、同号イ中「４，４００円」を「７，５００円」に改め、同号ウ中「５，４００円」を「５，５００円」に改め、同項第３号ア中「４，５６０円」を「６，４００円」に改め、同号イ中「１，７６０円」を「３，０００円」に改め、同号ウ中「２，１６０円」を「２，２００円」に改め、同条第２項第１号ア中「３，４２０円」を「４，８００円」に改め、同号イ中「５，７００円」を「８，０００円」に改め、同号ウ中「９，１２０円」を「１２，８００円」に改め、同号エ中「１１，４００円」を「１６，０００円」に改め、同項第２号ア中「１，３２０円」を「２，２５０円」に改め、同号イ中「２，２００円」を「３，７５０円」に改め、同号ウ中「３，５２０円」を「６，０００円」に改め、同号エ中「４，４００円」を「７，５００円」に改め、同条に次の１項を加える。

３　国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第５６条の８９第４項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、第２条第２項ただし書、

同条第３項ただし書及び同条第４項ただし書に定める額を超える場合には、当該額）とする。

（１）　国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第３条の規定により算定した所得割額の１２分の１の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第２４条の３０の５に定める場合には、出産の日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、３月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（２）　国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第４条の規定により算定した被保険者均等割額の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（３）　国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第５条の規定により算定した所得割額の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（４）　国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第６条の規定により算定した被保険者均等割額の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（５）　国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第７条の規定により算定した所得割額の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（６）　国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第８条の規定により算定した被保険者均等割額の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第２４条の次に次の１条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第２４条の２　国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければ

ならない。

（１）　納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

（２）　出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

（３）　出産の予定日

（４）　単胎妊娠又は多胎妊娠の別

（５）　その他町長が必要と認める事項

２　前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

（１）　出産の予定日を明らかにすることができる書類

（２）　多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

（３）　出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

３　第１項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の６月前から行うことができる。

４　第１項の規定にかかわらず、町長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第２項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第１項の規定による届出を省略させることができる。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第２１条の改正規定（同条に１項を加える部分に限る。）及び第２４条の次に１条を加える改正規定は、令和６年１月１日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の第２１条第３項及び第２４条の２の規定は、令和５年度分の国民健康保険税のうち令和６年１月以後の期間に係るもの及び令和６年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和５年度分の国民健康保険税のうち令和５年１２月以前の期間に係るもの及び令和４年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

３　改正後の第３条第１項、第４条から第８条まで、第２１条第１項及び同条第２項の規定は、令和６年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和５年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和５年１１月２８日提出

伊奈町長　大　島　　清

提　案　理　由

国民健康保険事業の健全な運営を図るため、所得割額及び被保険者均等割額を見直し、また、出産被保険者に係る減額措置に関する規定を整備したいので、この案を提出するものである。

第７３号議案　参考資料

伊奈町国民健康保険税条例　新旧対照表

改正前	改正後
第１条及び第２条　略	第１条及び第２条　略
（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）	（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）
第３条　前条第２項の所得割の額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）第３１４条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に１００分の７．６を乗じて算定する。	第３条　前条第２項の所得割の額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）第３１４条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に１００分の７．５を乗じて算定する。
２　前項の場合における法第３１４条の２第１項に規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合においては、法第３１３条第９項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。	２　前項の場合における法第３１４条の２第１項に規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合においては、法第３１３条第９項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。
（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）	（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）
第４条　第２条第２項の被保険者均等割額は、被保険者１人について２２，８００円とする。	第４条　第２条第２項の被保険者均等割額は、被保険者１人について３２，０００円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）	（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）
第５条　第２条第３項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に１００分の２．３を乗じて算定する。	第５条　第２条第３項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に１００分の２．６を乗じて算定する。
（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）	（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）
第６条　第２条第３項の被保険者均等割額は、被保険者１人について８，８００円　とする。	第６条　第２条第３項の被保険者均等割額は、被保険者１人について１５，０００円とする。
（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）	（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）
第７条　第２条第４項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に１００分の１．６を乗じて算定する。	第７条　第２条第４項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に１００分の１．７を乗じて算定する。
（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）	（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）
第８条　第２条第４項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者１人について１０，８００円とする。	第８条　第２条第４項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者１人について１１，０００円とする。
第９条から第２０条まで　略	第９条から第２０条まで　略
（国民健康保険税の減額）	（国民健康保険税の減額）
第２１条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が６５万円を超える場合には、６５万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が２２万円を超え	第２１条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が６５万円を超える場合には、６５万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が２２万円を超え

る場合には、２０万円）及び同条第４項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１７万円を超える場合には、１７万円）の合算額とする。

（１）　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が５５万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢６５歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が６０万円を超える者に限り、年齢６５歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が１１０万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

る場合には、２０万円）及び同条第４項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１７万円を超える場合には、１７万円）の合算額とする。

（１）　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が５５万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢６５歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が６０万円を超える者に限り、年齢６５歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が１１０万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について１５，９６０円

イ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について６，１６０円

ウ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について７，５６０円

（２）　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）１人につき２９万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について１１，４００円

ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について２２，４００円

イ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について１０，５００円

ウ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について７，７００円

（２）　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）１人につき２９万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について１６，０００円

イ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について４，４００円

ウ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について５，４００円

（３）　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき５３万５，０００円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。）

ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について４，５６０円

イ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について１，７６０円

ウ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について２，１６０円

イ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について７，５００円

ウ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について５，５００円

（３）　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき５３万５，０００円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。）

ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について６，４００円

イ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について３，０００円

ウ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について２，２００円

２　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に６歳に達する日以後の最初の３月３１日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。	２　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に６歳に達する日以後の最初の３月３１日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
（１）　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額	（１）　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額
ア　前項第１号アに規定する金額を減額した世帯　３，４２０円	ア　前項第１号アに規定する金額を減額した世帯　４，８００円
イ　前項第２号アに規定する金額を減額した世帯　５，７００円	イ　前項第２号アに規定する金額を減額した世帯　８，０００円
ウ　前項第３号アに規定する金額を減額した世帯　９，１２０円	ウ　前項第３号アに規定する金額を減額した世帯　１２，８００円
エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　１１，４００円	エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　１６，０００円
（２）　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額	（２）　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額
ア　前項第１号イに規定する金額を減額した世帯　１，３	ア　前項第１号イに規定する金額を減額した世帯　２，２

２０円

イ　前項第２号イに規定する金額を減額した世帯　２，２００円

ウ　前項第３号イに規定する金額を減額した世帯　３，５２０円

エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　４，４００円

５０円

イ　前項第２号イに規定する金額を減額した世帯　３，７５０円

ウ　前項第３号イに規定する金額を減額した世帯　６，０００円

エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　７，５００円

３　国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第５６条の８９第４項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、第２条第２項ただし書、同条第３項ただし書及び同条第４項ただし書に定める額を超える場合には、当該額）とする。

（１）　国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第３条の規定により算定した所得割額の１２分の１の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第２４条の３０の５に定める場合には、出産の日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、３月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（２）　国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第４条の規定により算定した被保険者均等割額の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（３）　国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第５条の規定により算定した所得割額の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（４）　国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第６条の規定により算定した被保険者均等割額の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（５）　国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第７条の規定により算定した所得割額の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（６）　国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第８条の規定により算定した被保険者均等割額の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属

第２２条から第２４条まで　略	する月数を乗じて得た額 第２２条から第２４条まで　略 （出産被保険者に係る届出） 第２４条の２　国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。 （１）　納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号 （２）　出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号 （３）　出産の予定日 （４）　単胎妊娠又は多胎妊娠の別 （５）　その他町長が必要と認める事項 ２　前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。 （１）　出産の予定日を明らかにすることができる書類 （２）　多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類 （３）　出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類 ３　第１項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の６月前から行うことができる。 ４　第１項の規定にかかわらず、町長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第２項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、

第２５条及び第２６条　略	第１項の規定による届出を省略させることができる。 第２５条及び第２６条　略

第７４号議案

伊奈町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

伊奈町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例（昭和５７年条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第１号中クをコとし、イからキまでをエからケまでとし、アの次に次のように加える。

イ　他の市町村から援護を受け、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条第１１項に規定する特定施設に入居し、又は同条第２５項に規定する介護保険施設に入所している者

ウ　他の市町村長が老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第１１条第１項第１号の規定により、同法第２０条の４に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

第３条第１項中第１１号を第１３号とし、第３号から第１０号までを２号ずつ繰り下げ、第２号の次に次の２号を加える。

（３）　伊奈町から援護を受け、本町の区域外に設置されている介護保険法第８条第１１項に規定する特定施設に入居し、又は同条第２５項に規定する介護保険施設に入所している者

（４）　町長が老人福祉法第１１条第１項第１号の規定により、本町の区域外に設置されている同法第２０条の４に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

第３条第２項に次の１号を加える。

（５）　他の都道府県又は市区町村が実施する制度により子ども、重度心身障害者又はひとり親家庭等に対する医療費の支給を現に受けている者

附　則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第３条第１項第１号イ、ウ、第３号及び第４号の規定は、令和５年４月１日以降に入居又は入所した者について適用する。

令和５年１１月２８日提出

伊奈町長　大　島　　清

提　案　理　由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）が改正されたことに伴い、施設入所等に係る取扱いを見直したいので、この案を提出するものである。

第７４号議案　参考資料

伊奈町重度心身障害者医療費支給条例　新旧対照表

改正前	改正後
第１条及び第２条　略 （対象者） 第３条　この条例による医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者及び被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。 （１）　町内に住所を有する者（次に掲げる者を除く。） ア　他の市町村（特別区含む。以下同じ。）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第２９条又は第３０条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する入所による介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、入所、入院又は入居している者	第１条及び第２条　略 （対象者） 第３条　この条例による医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者及び被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。 （１）　町内に住所を有する者（次に掲げる者を除く。） ア　他の市町村（特別区含む。以下同じ。）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第２９条又は第３０条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する入所による介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、入所、入院又は入居している者 イ　他の市町村から援護を受け、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条第１１項に規定する特定施設に入居し、又は同条第２５項に規定する介護保険施設に入所

	している者 ウ　他の市町村長が老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第１１条第１項第１号の規定により、同法第２０条の４に規定する養護老人ホームに入所を委託している者
イ　他の市町村長が身体障害者福祉法第１８条第１項の規定により、共同生活援助を行う住居に入所させて障害福祉サービスの提供を委託している者	エ　他の市町村長が身体障害者福祉法第１８条第１項の規定により、共同生活援助を行う住居に入所させて障害福祉サービスの提供を委託している者
ウ　他の市町村長が身体障害者福祉法第１８条第２項の規定により、障害者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者	オ　他の市町村長が身体障害者福祉法第１８条第２項の規定により、障害者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者
エ　他の市町村長が知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）第１５条の４の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者	カ　他の市町村長が知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）第１５条の４の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者
オ　他の市町村長が知的障害者福祉法第１６条第１項の規定により、障害者支援施設等に入所させてその更生援護を行うことを委託している者	キ　他の市町村長が知的障害者福祉法第１６条第１項の規定により、障害者支援施設等に入所させてその更生援護を行うことを委託している者
カ　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２４条の２第１項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、指定障害児入所施設等に入所している者（対象者が１８歳以上の者にあっては、当該対象者が満１８歳となる日の前日に当該対象者の保護者であった者（以下「保護者であった者」という。）が町内に住所を有していた者を除く。ただし、当該対象者が満１８歳となる日の前日に	ク　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２４条の２第１項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、指定障害児入所施設等に入所している者（対象者が１８歳以上の者にあっては、当該対象者が満１８歳となる日の前日に当該対象者の保護者であった者（以下「保護者であった者」という。）が町内に住所を有していた者を除く。ただし、当該対象者が満１８歳となる日の前日に

保護者であった者がいないか、保護者であった者が住所を有しないか、又は保護者であった者の住所が明らかでない場合は、当該対象者の所在が満１８歳となる日の前日において町内にあった者を除く。対象者が１８歳未満の者にあっては、当該対象者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け町内に住所を有する者を除く。ただし、当該対象者の保護者が住所を有しないか又は明らかでない場合は、保護者の現在地が町内にある者を除く。）

キ　国民健康保険法第１１６条の２の規定により、他の市町村の区域内に住所を有するものとみなされる者

ク　高齢者の医療の確保に関する法律第５５条及び第５５条の２の規定により、後期高齢者医療広域連合（埼玉県後期高齢者医療広域連合は除く。）が行う後期高齢者医療の被保険者である者

（２）　伊奈町から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第２９条又は第３０条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、本町の区域外に設置されている障害者支援施設等、指定医療機関又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成１４年法律第１６７号）第１１条第１号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所、入院又は入居してい

保護者であった者がいないか、保護者であった者が住所を有しないか、又は保護者であった者の住所が明らかでない場合は、当該対象者の所在が満１８歳となる日の前日において町内にあった者を除く。対象者が１８歳未満の者にあっては、当該対象者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け町内に住所を有する者を除く。ただし、当該対象者の保護者が住所を有しないか又は明らかでない場合は、保護者の現在地が町内にある者を除く。）

ケ　国民健康保険法第１１６条の２の規定により、他の市町村の区域内に住所を有するものとみなされる者

コ　高齢者の医療の確保に関する法律第５５条及び第５５条の２の規定により、後期高齢者医療広域連合（埼玉県後期高齢者医療広域連合は除く。）が行う後期高齢者医療の被保険者である者

（２）　伊奈町から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第２９条又は第３０条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、本町の区域外に設置されている障害者支援施設等、指定医療機関又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成１４年法律第１６７号）第１１条第１号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所、入院又は入居してい

る者（共同生活援助を行う住居への入居者を含む。）	る者（共同生活援助を行う住居への入居者を含む。）
	（３）　伊奈町から援護を受け、本町の区域外に設置されている介護保険法第８条第１１項に規定する特定施設に入居し、又は同条第２５項に規定する介護保険施設に入所している者
	（４）　町長が老人福祉法第１１条第１項第１号の規定により、本町の区域外に設置されている同法第２０条の４に規定する養護老人ホームに入所を委託している者
（３）　町長が身体障害者福祉法第１８条第１項の規定により、本町の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者	（５）　町長が身体障害者福祉法第１８条第１項の規定により、本町の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者
（４）　町長が身体障害者福祉法第１８条第２項の規定により、本町の区域外に設置されている障害者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者	（６）　町長が身体障害者福祉法第１８条第２項の規定により、本町の区域外に設置されている障害者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者
（５）　町長が知的障害者福祉法第１５条の４の規定により、本町の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者	（７）　町長が知的障害者福祉法第１５条の４の規定により、本町の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者
（６）　町長が知的障害者福祉法第１６条第１項の規定により、本町の区域外に設置されている障害者支援施設等又はのぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託している者	（８）　町長が知的障害者福祉法第１６条第１項の規定により、本町の区域外に設置されている障害者支援施設等又はのぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託している者
（７）　埼玉県から児童福祉法第２４条の２第１項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、本町の区域外に設置されている指定障害児入所施設等に入所している者（対象	（９）　埼玉県から児童福祉法第２４条の２第１項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、本町の区域外に設置されている指定障害児入所施設等に入所している者（対象

者が１８歳以上の者にあっては、当該対象者が満１８歳となる日の前日に保護者であった者が町内に住所を有していた者に限る。ただし、当該対象者が満１８歳となる日の前日に保護者であった者がいないか、保護者であった者が住所を有しないか、又は保護者であった者の住所が明らかでない場合は、当該対象者の所在が満１８歳となる日の前日において町内にあった者に限る。対象者が１８歳未満の者にあっては、当該対象者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け町内に住所を有する者に限る。ただし、当該対象者の保護者が住所を有しないか又は明らかでない場合は、保護者の現在地が町内にある者に限る。）

（８）　国民健康保険法第１１６条の２の規定により、町内に住所を有するものとみなされる者

（９）　高齢者の医療の確保に関する法律第５５条の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、同条に定める入院、入所又は入居前に町内に住所を有していた者

（１０）　高齢者の医療の確保に関する法律第５５条の２の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、町内に住所を有するものとみなされていた者

（１１）　その他町長が特に必要があると認めた者

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

者が１８歳以上の者にあっては、当該対象者が満１８歳となる日の前日に保護者であった者が町内に住所を有していた者に限る。ただし、当該対象者が満１８歳となる日の前日に保護者であった者がいないか、保護者であった者が住所を有しないか、又は保護者であった者の住所が明らかでない場合は、当該対象者の所在が満１８歳となる日の前日において町内にあった者に限る。対象者が１８歳未満の者にあっては、当該対象者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け町内に住所を有する者に限る。ただし、当該対象者の保護者が住所を有しないか又は明らかでない場合は、保護者の現在地が町内にある者に限る。）

（１０）　国民健康保険法第１１６条の２の規定により、町内に住所を有するものとみなされる者

（１１）　高齢者の医療の確保に関する法律第５５条の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、同条に定める入院、入所又は入居前に町内に住所を有していた者

（１２）　高齢者の医療の確保に関する法律第５５条の２の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、町内に住所を有するものとみなされていた者

（１３）　その他町長が特に必要があると認めた者

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

（１）　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による保護を受けている者 （２）　児童福祉法第６条の３に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第６条の４に規定する里親に委託されている者 （３）　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）による支援給付を受けている者 （４）　重度心身障害者になった年齢が６５歳以上の者。ただし、前条第１項第４号又は第５号に規定する重度心身障害者にあって、６５歳に達する日の前日までに高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態にあり、その旨の町長の認定を受けた場合は、この限りでない。	（１）　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による保護を受けている者 （２）　児童福祉法第６条の３に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第６条の４に規定する里親に委託されている者 （３）　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）による支援給付を受けている者 （４）　重度心身障害者になった年齢が６５歳以上の者。ただし、前条第１項第４号又は第５号に規定する重度心身障害者にあって、６５歳に達する日の前日までに高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態にあり、その旨の町長の認定を受けた場合は、この限りでない。 （５）　他の都道府県又は市区町村が実施する制度により子ども、重度心身障害者又はひとり親家庭等に対する医療費の支給を現に受けている者
第４条から第１３条まで　略	第４条から第１３条まで　略

第７５号議案

工事請負契約の一部変更について

次のとおり、令和５年９月２０日議決第５９号で可決された、工事請負契約の一部を変更することについて議決を求める。

１　工　事　名　　第１調整池浚渫工事

２　契 約 金 額　　変更前　　１２１，０００，０００円

　　変更後　　１４７，１８６，６００円

令和５年１１月２８日提出

伊奈町長　大　島　　清

提　案　理　由

第１調整池浚渫工事の工事請負契約中、契約金額を変更したいので、この案を提出するものである。

第７５号議案　参考資料

第５７号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

１　工　事　名　　第１調整池浚渫工事
２　工事場所　　伊奈町内宿台六丁目地内
３　契約の方法　　一般競争入札による契約
４　履行期限　　令和６年３月２７日
５　請負金額　　１２１，０００，０００円
６　請負業者　　埼玉県北足立郡伊奈町大字大針３２０番地
株式会社東栄
代表取締役　東　健太

令和５年９月５日提出

伊奈町長　大　島　　清

議決第59号

令和　5年9月20日　原案可決

伊奈町議会議長　佐　藤　弘　一

提　案　理　由

第１調整池浚渫工事の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第８号）第２条の規定により、この案を提出するものである。

工事請負仮変更契約書

1．工 事 名　　第１調整池浚渫工事

2．工事場所　　伊奈町内宿台六丁目地内

3．変更事項

（1）請負代金の増額　　金 ２６，１８６，６００ 円

（2）工事内容　　別紙変更仕様書のとおり

4．そ の 他　　原契約書のとおり

令和 ５ 年 ９ 月 ２０ 日締結した請負契約を上記のとおり変更する。
この契約について、町議会の議決を得たときは、これを本契約とみなす。
この契約書の成立を証するため、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和 5 年 11 月 8 日

発注者
住　所　埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目３５５番地
伊　奈　町
氏　名　伊奈町長　　大　島　　清

受注者
住　所　埼玉県北足立郡伊奈町大字大針320番地
株式会社　東　栄
氏　名　代表取締役　東　健太

第７６号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて議決を求める。

１　公の施設の名称

伊奈町ふれあい福祉センター

２　指定管理者となる団体の名称

埼玉県北足立郡伊奈町中央一丁目９３番地

社会福祉法人　伊奈町社会福祉協議会

会長　大島　清

３　指定の期間

令和６年４月１日から令和１１年３月３１日まで

令和５年１１月２８日提出

伊奈町長　大　島　　清

提　案　理　由

ふれあい福祉センターの施設管理業務について、指定管理者の指定をしたいため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、この案を提出するものである。

第７６号議案 参考資料

指定管理候補者の選定結果について

伊奈町ふれあい福祉センターの指定管理者について「伊奈町指定管理候補者選定委員会」において、書類による審査の結果、次のとおり決定した。

１　指定方法

随意指定

２　指定管理者に決定した団体

社会福祉法人　伊奈町社会福祉協議会

３　団体の概要

埼玉県北足立郡伊奈町中央一丁目９３番地

社会福祉法人　伊奈町社会福祉協議会　会長　大島　清

伊奈町における福祉を推進する民間団体として昭和２６年に発足し、平成２年に社会福祉法人として埼玉県知事から認可をされて以降、「心身障害者デイケア施設」や「地域包括支援センター」など数多くの事業を行政から受託。地域住民に対し福祉についての普及啓発やボランティア活動の振興に取り組み、住民相互の支え合い・助け合いの精神を醸成するなど、地域福祉の推進に寄与。

４　指定期間

令和６年４月１日から令和１１年３月３１日（５年間）

５　選定までの過程

伊奈町指定管理候補者選定委員会（委員８名）

令和５年８月２９日（第１回）、１０月１７日（第２回）、１１月２日（第３回）

・第３回委員会において、申請団体によるプレゼンテーション、質疑応答及び審査を実施し、選定要領により適切と評価されたため、社会福祉法人　伊奈町社会福祉協議会を指定管理候補者と決定した。

（理由）

平成２５年度～令和５年度までの３期にわたり、伊奈町社会福祉協議会が指定管理者制度を受託した実績があり、また、その間、安定した運営がなされている。